

第2期 小野市子ども・子育て 支援事業計画



令和2年3月
小野市

| 目次 |

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画と子ども・子育て支援新制度の関係	3

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1. 人口（年少人口）	4
2. 出生	5
3. 婚姻・離婚	6
4. 転入・転出	6
5. 就労	7

第3章 計画の基本理念と5つの基本目標

1. 計画の基本理念	8
2. 計画の基本目標	9

第4章 具体的取組

基本目標1	人格形成の基礎が培われ、生きる力を育む「教育・保育」の環境づくり	10
基本目標2	保護者が主体的に子育てが行える環境づくり	13
基本目標3	健やかに子どもを生ま育てる環境づくり	16
基本目標4	すべての子ども・子育て家庭を支える仕組みづくり	19
<注>	子どもの貧困対策との関係について	21
基本目標5	仕事と子育てを両立させる社会環境づくり	22

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

1. 計画期間における児童数の見込み …………… 24
2. 教育・保育提供区域の設定 …………… 25
3. 幼児教育・保育の一体的提供及び推進体制 …………… 26
4. 幼児教育・保育の提供体制 …………… 28
5. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制 …………… 30

第6章 計画の推進

1. 推進体制の整備と進行管理 …………… 43
2. 市民及び関係団体等との連携 …………… 44

資料編

1. アンケート調査結果（主なもの） …………… 45
2. 小野市子ども・子育て会議 …………… 50

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景・趣旨

少子高齢化、核家族化の進展や保護者の就労環境の変化に伴い、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

そして、核家族化や地域のつながりの希薄化は、家族や地域の「子育て力・教育力」の低下、待機児童の発生という課題を生み出しています。

国においては、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年度から新たな子育ての仕組みとなる「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。直近では、令和元年5月に「子ども・子育て支援法」の改正法、6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、児童虐待防止対策の強化を図るための「児童福祉法」の改正法を公布、令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」を開始し、総合的な少子化対策を推進しています。

このような状況を踏まえ、引き続き教育・保育の提供量に着目した視点を大切にするとともに、本市の子どもとその保護者が幸せに住み続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に推進することが求められます。

小野市では、平成27年3月に「小野市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第1期計画」という。)を策定し、「すべての子どもが心豊かに成長するために、親(保護者)が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、身近な地域において適切な子育て環境が等しく保障されるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保し、地域の人材を活かした安全で安心な子どもたちの活動拠点や良質な学びの場の提供を総合的に推進する」という方向性に重きを置いて、子育て支援の施策を推進してきました。

令和2年3月をもって終了する第1期計画の方向性を継続したうえで、第1期計画に掲げた内容の見直し、更に現状や課題、市民ニーズ等を踏まえ、本市の特性や特長を生かして、新たに「第2期小野市子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

2 計画の位置づけ

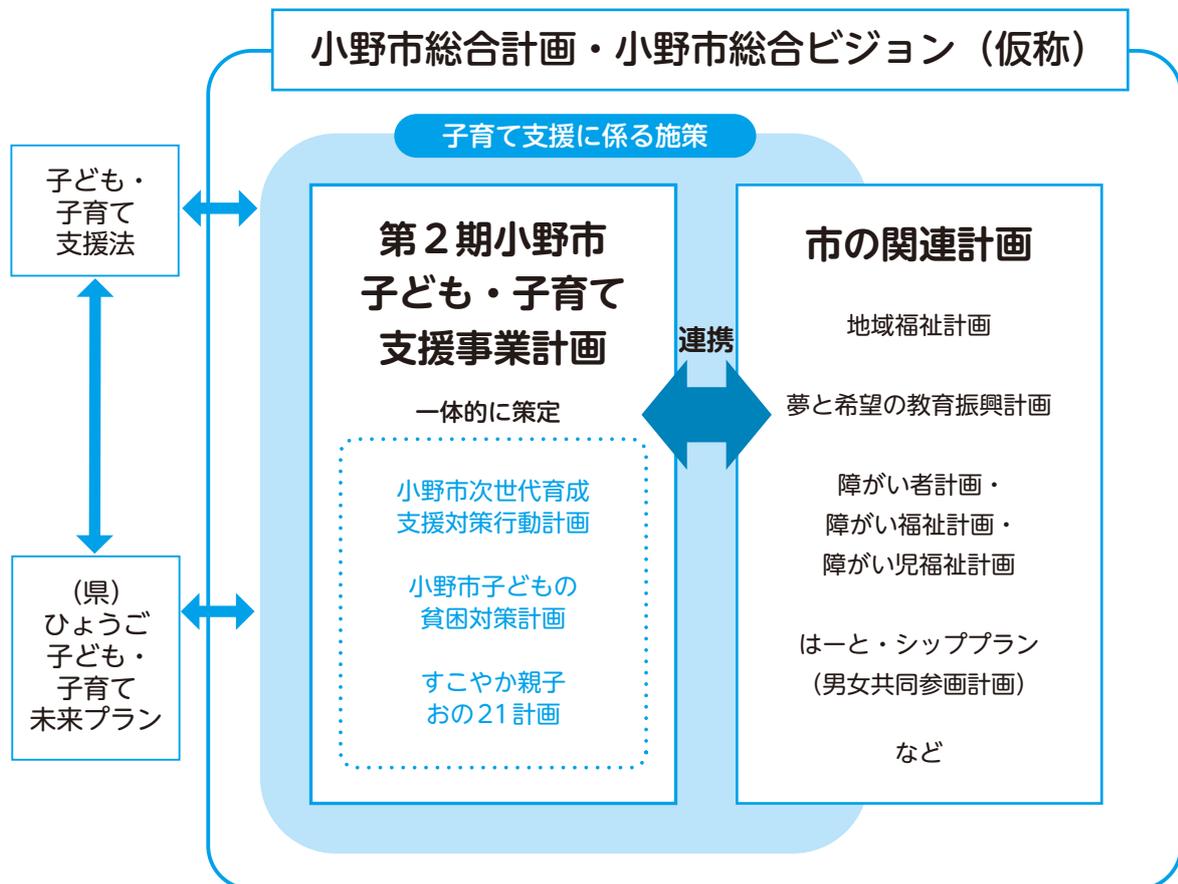
本計画は「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業その他の円滑な実施等に関する事項について定めるものです。

次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」について第1期計画と同様にその取組を継承しつつ、本計画から子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」も一体的に策定した計画として位置づけます。

また、「すこやか親子おの21計画」については、第1期計画では独立した章として包含してきましたが、本計画では基本目標の項目の中に組み込みます。

本計画の策定にあたっては、「小野市総合計画（～令和2年度）・小野市総合ビジョン(仮称)（令和3年度～）」が掲げる理念や将来像をもとに、各種関連計画（その時点の最新のもの）との連携を図ります。

【計画の位置づけ】



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、計画と実態に大きな乖離が存在している場合、計画期間の中間年度を目安として、必要な見直しを行うことがあります。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
小野市子ども・子育て支援事業計画									
					第2期 小野市子ども・子育て支援事業計画				

4 計画と子ども・子育て支援新制度の関係

子ども・子育て新制度は、平成27年度の開始当時から

- ① 質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供
- ② 保育の量的拡充
- ③ 地域の実情に合った子育て支援等を総合的に推進

していくことを目指してきました。

本計画では、新制度開始以降に打ち出された「子育て安心プラン」「新・放課後子ども総合プラン」「子ども・子育て支援法の改正」なども踏まえ、教育・保育の質及び量の確保と地域子ども・子育て支援事業の更なる充実が図られるよう、総合的・計画的に子育て支援施策を推進していきます。

【子ども・子育て支援新制度の主なサービス】

子どものための教育・保育給付

●施設型給付 = 認定こども園
保育所
幼稚園

●地域型
保育給付 = 小規模保育
家庭的保育
居宅訪問型保育
事業所内保育

子育てのための施設等利用給付（幼児教育・保育の無償化により創設）

●施設等利用費 = 幼稚園（新制度外） 認可外保育施設等
特別支援学校 ・認可外保育施設
預かり保育事業 ・一時預かり事業
・病児保育事業
・子育て援助活動支援事業（育児ファミサポ事業）

地域子ども・子育て支援事業（主なもの）

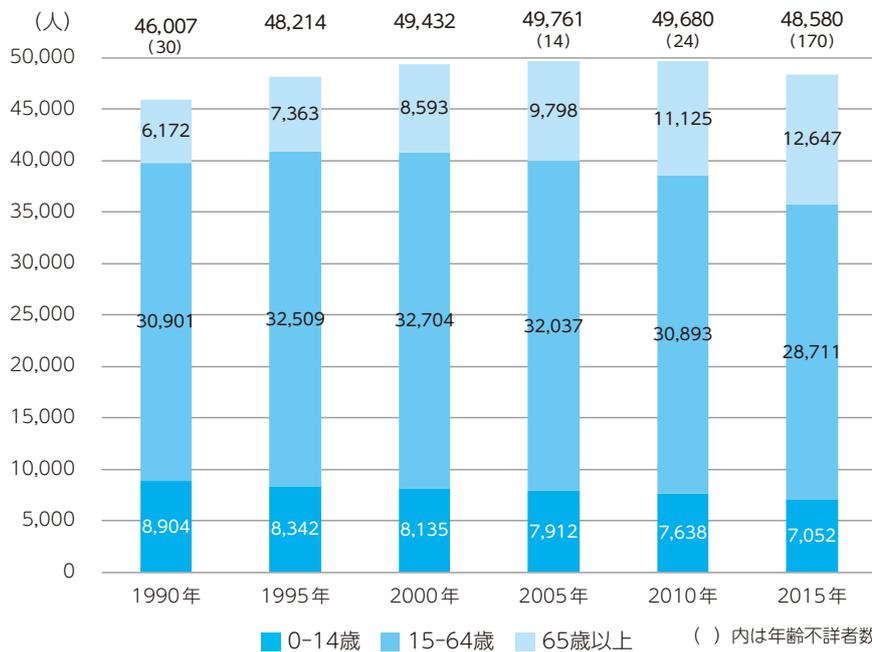
- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・延長保育事業
- ・一時預かり事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・放課後児童健全育成事業（アフタースクール事業）
- ・子育て短期支援事業（子育てショートステイ事業）
- ・子育て援助活動支援事業（育児ファミサポ事業）

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1 人口（年少人口）

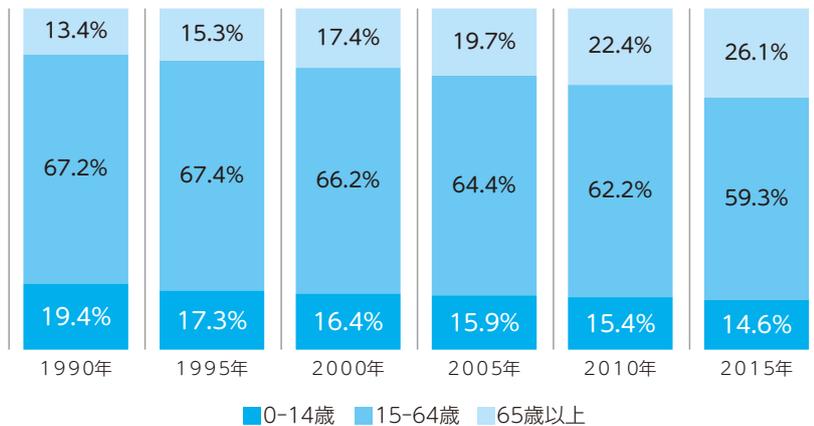
小野市の年齢3階層区分人口において、0歳から14歳までの年少人口は徐々に減少しています。また、総人口に対する年少人口割合も、県下では高い順位を維持しているものの、減少で推移しています。

(1) 年齢3階層区分人口



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(2) 年齢3階層区分人口割合

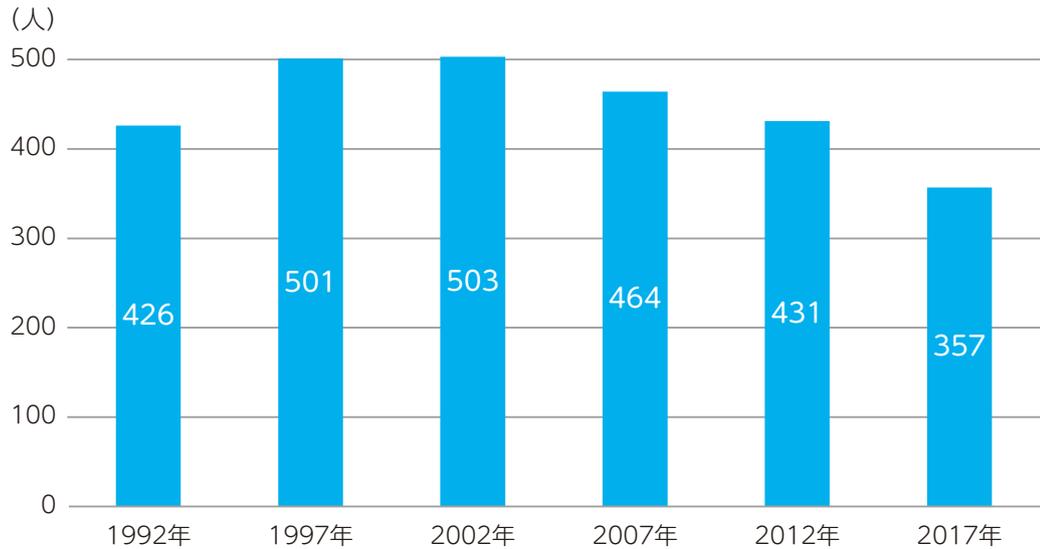


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2 出生

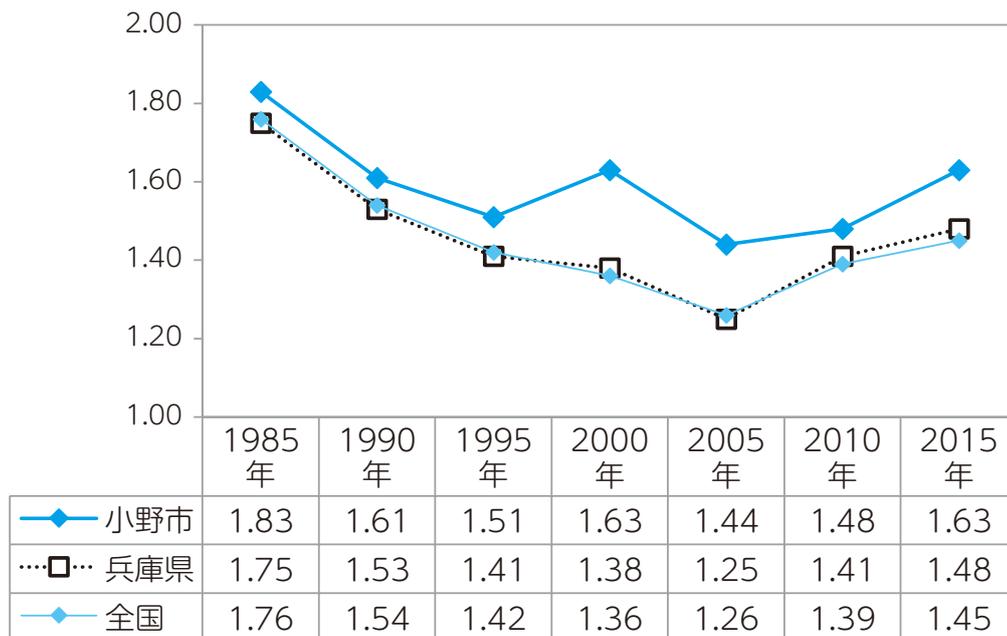
出生数は、一時期の500人以上から徐々に減少し350人程度になってきています。合計特殊出生率も、回復していますが出産適齢期の女性が減少していることで少子化に歯止めはかかっていません。

(1) 出生数



資料：小野市統計書

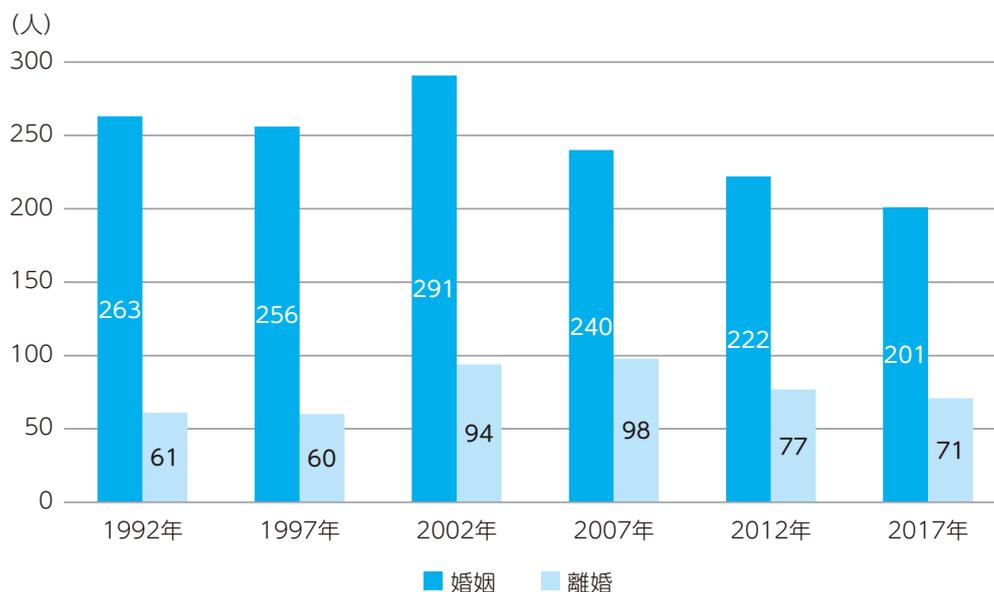
(2) 合計特殊出生率



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

3 婚姻・離婚

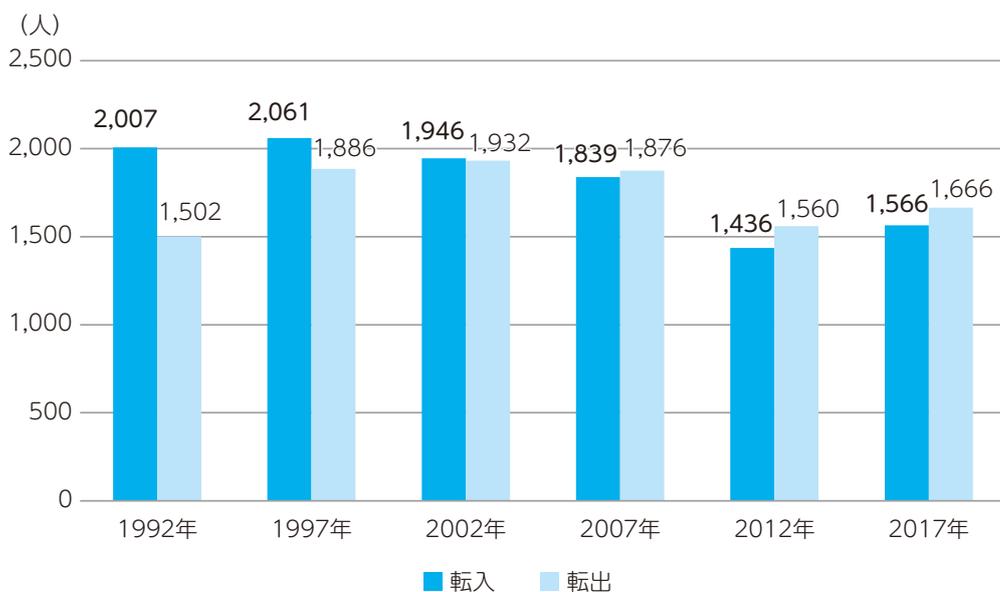
婚姻数は減少傾向にあります。一方、離婚数は2001年度以降100件程度で推移していましたが、近年は減少傾向にあります。



資料：小野市統計書

4 転入・転出

転入・転出の社会動態については、年度により様々ですが2003年度頃から転出過多となっており、減少傾向が続いています。

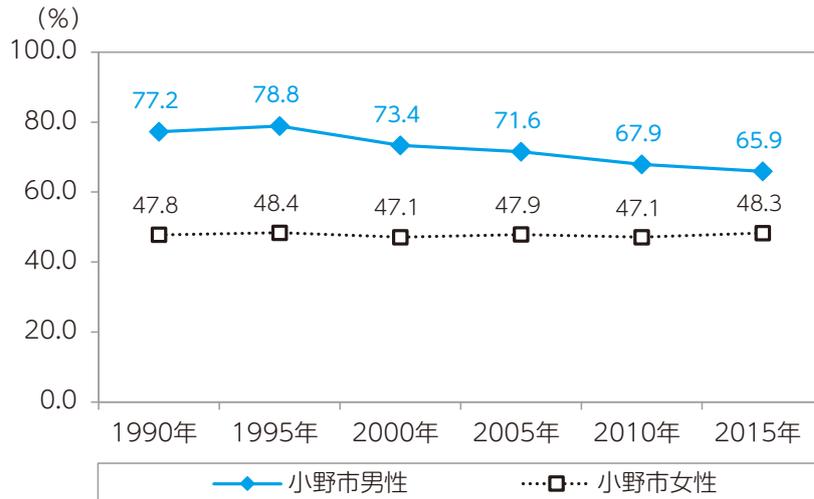


資料：小野市統計書

5 就労

男性の就業率については年々減少傾向にあり、女性の就業率については横ばいで推移しています。また、男性が各年6～7割台で推移しているのに対し、女性は4割台後半となっています。

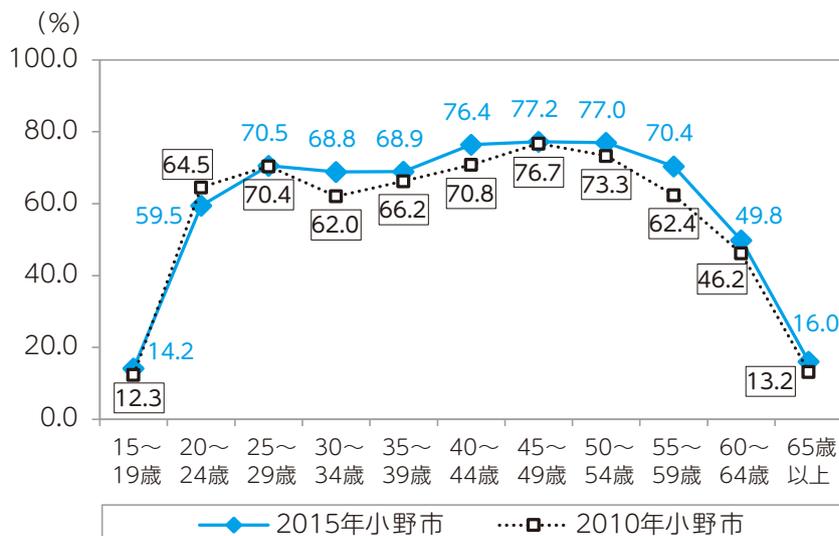
(1) 男女別就業率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(2) 女性就業率の推移

女性の就業率を2015年と2010年で比較すると、30歳代でのカーブの落ち込みは、2015年のほうが緩やかになっており、40歳以上の就業率についてもいずれも高くなっています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

第3章 計画の基本理念と5つの基本目標

1 計画の基本理念

子どもは小野市にとっての希望であり、未来をつくる大切な存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながります。

子どもたちが未来に希望を抱き、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じていけるよう、「子どもの最善の利益の実現」を第一に考え、

**だれもが安心して
子どもを生き育てることができ、
すべての子どもが
心豊かに成長できるまち**

を、第1期計画から引き続き本計画の基本理念として掲げ、5つの基本目標を柱として体系づけ各種事業や施策の推進に取り組みます。



2 計画の基本目標

基本目標1

→ 人格形成の基礎が培われ、生きる力を育む「教育・保育」の環境づくり

幼児期から学童期は、生涯の人格形成の基礎が培われる重要な時期です。家庭は、愛情としつけを通じ心の基盤が形成され、地域社会は、様々な人とのかかわりを通じ豊かな体験が得られ、幼稚園・保育所等や学校は、集団活動を通じ自立と他者理解に向けた基礎が育成されます。それぞれが相互に連携し、養育力・教育力が高められるよう、総合的な幼児教育・保育並びに学童期教育の環境整備に取り組みます。

基本目標2

→ 保護者が主体的に子育てが行える環境づくり

子どもの健やかな成長には、保護者も子育てに自信と喜びを感じられることが必要です。様々な機会を通して保護者同士がつながりを持ち、ゆとりをもって子育てができるよう交流を深める機会の増進を図り、保護者が子育てを通じて親として成長する「親育ち」の過程を支援していきます。

基本目標3

→ 健やかに子どもを生き育てる環境づくり

子どもの心身ともに健やかな成長には、保健・医療体制を充実させ、健康の維持や増進を図ることが必要であり、妊娠から乳幼児期までのきめ細やかなサービスの提供と、小児医療体制の充実を図ります。子どもの発達段階に応じた食に対する配慮、子育てに関する情報の提供と相談体制の整備にも取り組みます。

基本目標4

→ すべての子ども・子育て家庭を支える仕組みづくり

少子化や核家族化の進行に伴い、子育て家庭の孤立化・保護者の不安感や負担感の増大が懸念されます。ひとり親家庭、要支援家庭、障がい児を養育している家庭など、すべての子ども・子育て家庭を支えるため、経済的支援や子どもの貧困対策、保護者への養育支援を充実させ、子育てを地域社会全体で支援していきます。

基本目標5

→ 仕事と子育てを両立させる社会環境づくり

男女の意識や価値観が変容するなか、仕事やライフスタイルも多様化しています。様々な就労環境のもとでの仕事と子育ての両立に向け多様な働き方が選択できるよう、啓発活動を通じ仕事と子育てが両立できる環境の整備を図ります。

第4章 具体的取組

基本目標1

人格形成の基礎が培われ、生きる力を育む 「教育・保育」の環境づくり

(1) 連続性のある教育の展開

小野市では、全国に先駆け「脳科学の専門的な知識や見識を生かした」特色ある教育を推進しています。規範意識が高く、他者の気持ちを理解する心を育み、未来を切り拓く人材として、次代を担う心豊かでたくましい人づくりのオンリーワン教育を推進していきます。

<方針>

1. 脳科学理論（川島理論）による16か年教育の実践
2. 自主性・自立性の育成
3. 健やかな成長へつなげる、特色ある体験教育の推進

<推進する施策>

施策名	施策内容	担当
小中一貫教育（多彩なメニューの交流体験）	「1年生と9年生」を始め様々な学年同士の交流、また小学生の中学校・部活動体験など、ふれあい・交流活動を進めます。	学校教育課
外部機関との地域連携推進事業	兵庫教育大学との連携による外国語活動や理科教育を始め、様々な教育機関と連携し特色のある体験学習を進めます。	学校教育課
おの検定	読み・書き・計算が子どもの脳を育てます。再チャレンジ・反復練習により基礎的な学力を身に着け、やる気を育てます。	学校教育課
ICT教育	ICT機器を活用した学習環境整備に取り組み、学習意欲と学力の向上につなげます。タブレットPCの活用研究を進めます。	学校教育課
トライやる・ウィーク	8年生が、地域や自然の中で社会的な活動や体験を実践し、「生きる力」を育成します。	学校教育課
体育推進事業・おの体力検定	小学校陸上競技大会・中学校総合体育大会・新人大会を実施します。おの体力検定については、小学校では「なわとび検定」、「水泳検定」、中学校では「体力検定」を実施し、体力維持・増進を図ります。	スポーツ振興課
基本的生活習慣の確立「ひまわりカード」	「ひまわりカード」を使用して、「栄養バランスのとれた朝食」の摂取率向上や生活習慣・学習習慣の改善を目指します。	スポーツ振興課

(2) 幼児教育・保育事業等の推進

小野市では、現在公立幼稚園2園と私立（社会福祉法人）の認定こども園2園・保育所12園にて、幼児期の教育・保育を担っています。令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化が開始され、更にその利用が促進される傾向になります。

今後は、市内保育所の意思決定をもとに、「保育所から認定こども園への移行」を推進し、3歳児の幼児教育体制の整備を図るとともに、市全域の子育て家庭が身近な地域において等しく「幼児教育・保育」が受けられるよう取組を進めていきます。

<方針>

1. 乳幼児期の教育・保育の一体的提供
2. 教育・保育の質の向上、適切な運営体制の確保
3. 就学前児童の小学校へのなめらかな接続

<推進する施策>

施策名	施策内容	担当
法人保育所の認定こども園化	将来的に各小学校区で「就学前教育」が受けられるよう、施設建替等の機会を活かし、認定こども園化を推進します。	子育て支援課
多彩な保育所活動等と園への助成	保育士等の加配による障がい児の受け入れ促進や、休日保育等園主体の様々な地域活動を支援するため、市から助成をしています。	子育て支援課
就学前教育の充実	幼稚園・保育所・認定こども園において、子どもの可能性を伸ばし個性を引き出す教育・保育の充実を図ります。	子育て支援課 学校教育課
保育教諭・保育士研修	小野市保育協会が主催となり、各種研修が行われます。また、県との連携による研修事業が実施されています。	子育て支援課
★多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業	多様な事業者の能力を活かした民間事業者の特定教育・保育施設等への参入に関する調査・研究・促進のための事業です。必要に応じ事業の実施を検討します。	子育て支援課
教育支援委員会の取組	発達に関し遅れ・問題のあった子どもの就学にあたり、円滑な教育支援のため、委員会を開催し情報交換や連携を行います。	学校教育課

(注) ★印は「地域子ども・子育て支援13事業」を表しています。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の推進

子育て新制度にて、地域子ども・子育て支援等を総合的に推進していくことがうたわれ、小野市でも地域子ども・子育て支援13事業を実施しています。多様なニーズに応じた保育サービスを中心にさらなる地域子ども・子育て支援事業の充実と一層の啓発を図っていきます。

<方針>

1. 切れ目のない子ども・子育て支援事業の提供
2. 多様なニーズに応える保育サービスの充実

<推進する施策>

施策名	施策内容	担当
★利用者支援事業	「妊娠・子育てサポートセンター」で、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援として、子育てに関する情報提供、相談・助言、関係機関との連携を実施しています。	子育て支援課 健康増進課
★地域子育て支援拠点事業	乳幼児及び保護者が交流する場(市内2か所)を開設し、子育てに関する情報提供、相談・助言、その他の援助を実施しています。	子育て支援課
★一時預かり事業	家庭において保育をうけることが一時的に困難となった乳幼児において、保育所やその他の場所において必要な保護を行います。	子育て支援課
★延長保育事業	保護者の就労形態に応じて、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて保育を実施します。	子育て支援課
★病児・病後児保育事業	病院や保育所等に敷設された専用スペースにおいて、看護師が一時的に病児・病後児を預かります。	子育て支援課
★子育て家庭ショートステイ事業	保護者の疾病等の理由により、子どもを家庭で養育できない場合に、児童養護施設等において必要な保護を行います。	子育て支援課
★放課後児童健全育成事業(学童保育事業)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や夏休み等に適切な遊びと生活の場を提供し、健全育成を図ります。	子育て支援課
地域型学童保育事業運営補助(おのっ子クラブ)	民間事業者として、神戸電鉄が学童保育事業(おのっ子クラブ)を運営しています。また、隔週土曜日開所に対し市から補助金を交付しています。	子育て支援課

(注) ★印は「地域子ども・子育て支援13事業」を表しています。

基本目標2

保護者が主体的に子育てが行える環境づくり

(1) 子どもの活動場所の充実と安全の確保

子育て家庭が、身近な地域において、安心して学び・遊べる場所の整備を促進し、日常生活活動において、安全な地域環境づくりを推進していきます。

<方針>

1. 児童館・公園等安心して利用できる幼児期の居場所の確保
2. 通学時や放課後等における安全な環境の確保
3. 災害・事故や犯罪から子どもを守る体制、地域の見守り体制の充実

<推進する施策>

施策名	施策内容	担当
児童館子育て講座・支援活動	市の子育て支援の拠点“チャイコム”で、各種子育て講座、音楽会等イベント、にこにこ子育て相談などを実施しています。	子育て支援課
公園の整備	子どもが快適に遊べる地域公園の新設や、遊具の設置・点検を含めた管理を行います。また、季節の行事などもPRします。	まちづくり課
通学路・歩道等の整備	児童生徒やベビーカーが安全に通行できる通学路やフラット歩道の整備を推進します。また道路照明灯の整備や危険箇所の点検等を行い、安全を確保します。	道路河川課 教育総務課
防犯灯・防犯カメラの整備	防犯灯について自治会と連携し、LED化を推進します。また、防犯上必要な地点に防犯カメラを設置し犯罪の抑止を図ります。	地域安全グループ
安全安心パトロール	安全安心推進員がパトロールによる子どもたちの見守り、商業・公共施設や道路等における防犯活動、事故防止活動を行います。	地域安全グループ
子ども見守り隊などの地域活動	保護者（PTA）、地域づくり協議会、老人会組織等による地域見守り活動について、連携した取組を行います。	高齢介護課
安全安心メール・ひょうご防災ネット	防犯・防災に関する情報を、子育て家庭をはじめとする登録者に対して、迅速にメール配信します。	防災グループ

(2) 地域の子育て力の向上

小野市には豊かな自然環境があり、地域では伝統ある各種行事が傳承されています。年間を通じてオリジナリティを持った各種イベント・文化向上事業を開催し、市勢の一層の高揚を図っているところであり、今後も引き続き取組を進めていきます。また、地域で受け継がれてきた活動である子ども会活動や市内各地区で主体的な活動をしている「地域づくり協議会」等に、市が協働する体制づくりを進めて支援を行っていきます。

<方針>

1. PTA、子ども会、民生委員・児童委員等活動の推進
2. 寺子屋、ファミリー・サポート・センター事業等地域主体の子育て援助活動の推進

<推進する施策>

施策名	施策内容	担当
PTA活動の推進	PTAを中核に、地域住民が参画・協働するPTCA「地域が支える交流機会の充実」を目指します。様々な交流活動を実施します。	いきいき社会創造課
子ども会活動の推進	スポーツ大会やふれあい研修会など、各地域において子ども同士の異年齢交流を進めます。	いきいき社会創造課
民生・児童委員、主任児童委員の活動と連携の強化	地域福祉の推進役である民生・児童委員、主任児童委員とともに子育て家庭との交流を促進し、子育てに関する様々な問題に対する地域での相談活動に取り組みます。	社会福祉課 子育て支援課
青少年育成運動推進員会の取組	青少年育成運動推進員が中心となり、子育て家庭に対して地域ぐるみで声掛けや相談活動が行える地域のネットワーク化に取り組みます。	いきいき社会創造課
地域での子育て支援交流活動	コミュニティ活動推進事業、自然体験学習、ふれあい「ポプラの子」等の開催など、地域における子育て支援交流を進めます。	いきいき社会創造課
放課後子ども教室（寺子屋事業）	コミセンおの分館「よって吉蔵」を始め、各コミセンで開設している寺子屋事業の運営を行い、小学生が学習・スポーツ・文化活動等種々の社会経験をする機会を提供します。	いきいき社会創造課
健診・講座時の託児サービスの実施	健診・講座時に子育て中の保護者の負担を軽減するため、ボランティア「このゆびと～まれ♪」の支援を受け託児サービスを実施します。	子育て支援課
★おの育児ファミリー・サポート・センター事業	子どもの預かりや送迎など支援を希望する人と援助ができる人が会員となり、地域で子育てを相互に助け合う会員活動です。	子育て支援課

(注) ★印は「地域子ども・子育て支援13事業」を表しています。

(3) 次世代の育成・啓発

次世代を担うことになる思春期の子どもたちを支援する各種相談・啓発事業を実施することにより、生命の大切さを理解し、自尊感情や公德心を高め、自立した生活を営む力の育成、社会参加し貢献する「子育て」の支援を行っていきます。

<方針>

1. 子どもの人権を守り、個性を生かす教育の推進
2. 子どもの悩みを受けとめ励ます相談体制の充実
3. 子どもの健全育成

<推進する施策>

施策名	施策内容	担当
人権教育研究事業	児童生徒に関わる保育士・教職員等が人権研修を通じて、子どもの人権を尊重する知識と心を養います。	学校教育課
学校教職員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる相談・支援体制	悩みを抱える個々の児童生徒に対し、相談・指導を行うことにより一人ひとりを大切にする心の豊かな教育を実践します。また、いじめのサインを見逃さない、望ましい人間関係を作る等の共通理解を教職員等全員が持ち、いじめの解消に努めます。	学校教育課
学校における健康教育の推進	小学校や中学校の保健の授業において、健康教育（性教育、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止、食育）を推進します。	スポーツ振興課
ONOひまわりほっとラインによる相談	青少年に対する相談機能を充実するため、青少年センターの機能の拡充を図ります。また、保護者の子育てする上での悩み（児童虐待・DV等）の相談にも応じます。	ヒューマンライフグループ
インターネット等による有害情報の危険性の啓発	プロのネット対応アドバイザーと連携してネット空間のサイバーパトロールを実施しています。主に青少年がSNSの使用でトラブルに巻き込まれたり、犯罪に負担したり、被害者になるのを防止するものです。悪質なものについては警察への情報提供も実施します。	ヒューマンライフグループ
青少年の健全育成活動・不審者対応訓練	地域での巡回を通じ、青少年の深夜徘徊や喫煙等の補導活動・健全育成活動を行います。また、警察等と連携して不審者への対応を訓練します。	ヒューマンライフグループ

基本目標3

健やかに子どもを生み育てる環境づくり

(1) 子どもや母親（父親）の健康の確保

健やかな子どもの育ちのためには、子ども自身の健康確保とともに、安心な妊娠・出産に対する支援と養育する親の心身の健康を保障していくことが不可欠であるという視点から、親子の健康づくりを増進していく施策や事業に取り組んでいきます。

<方針>

1. 妊娠期から乳幼児期の相談・健康支援
2. 不妊治療等への支援、心のケアへの取組
3. 健全な食生活（食育）の啓発、地産地消への取組

<推進する施策>

施策名	施策内容	担当
★妊婦健康診査（健康診査費への助成）	妊婦の健康の保持及び増進を図り、安全な出産を支援するため、妊婦健診費用の一部を助成します。	健康増進課
★乳児家庭全戸訪問事業及び乳幼児家庭訪問	乳児のいる家庭を全戸訪問及び必要に応じ乳幼児の家庭を訪問し、母子の健康状態及び育児環境を把握、必要な相談・助言・情報提供を行います。	健康増進課
産婦健康診査及び産後ケア事業	産後うつや新生児への虐待防止を目的に、産婦に健康診査の受診券を交付します。親族の支援がなく出産後の身体の回復や育児に不安がある産婦に産後ケア費用を助成し、育児の孤立化を防止します。	健康増進課
乳幼児健康診査	3歳まで3回の定期健康診査を実施し、各年齢での成長発達を確認するとともに、子育ての相談の場としての充実を図ります。	健康増進課
育児教室	安心して子育てができるよう、発達時期に応じた育児教室・相談等の支援を提供します。	健康増進課
特定不妊治療費・不育症治療費の一部助成	特定不妊治療、不育症治療にかかる費用の国・県助成に加え、市単独で上乗せ助成を実施し、希望者に対して悩みごとへの相談支援を行います。	健康増進課
いずみ会会員による食育推進活動	いずみ会会員が児童と保護者を対象に調理体験等を行い、家庭や地域における食育及び地産地消と伝承料理を推進します。	健康増進課
地産地消学校給食推進事業	市内産米使用、市内産野菜の給食への普及促進など、学校給食への地域農産物の安定的な地域供給の土台作りを進めます。	産業創造課

(注) ★印は「地域子ども・子育て支援13事業」を表しています。

(2) 子育て相談、情報提供の推進

安心して妊娠・出産し、健やかに子どもを育てるには、子どもの特性や成長・発達に適合した子育て支援の情報が、容易かつ即時に得られる環境が必要です。インターネットやSNS、日常利用する幼稚園・保育所、学校、児童館チャイコム等、身近な場所において、子育て家庭が集い相談できる場を拡げるとともに、学び・遊び・保健医療・参画事業等、様々なジャンルに及ぶ子育て支援情報の提供体制の充実を推進していきます。

<方針>

1. 子育て情報の提供
2. 子育て家庭の特性に応じた相談体制の充実
3. 子育て家庭が集い、互いに情報交換できる場の提供

<推進する施策>

施策名	施策内容	担当
子育てハンドブック等の作成配付	育児方法、子どもの成長・発達のポイント、急病などの対応について記載した子育てハンドブック等を作成し、出生時や訪問時、健診時に配布することで子育て情報を発信します。	健康増進課
インターネット・SNSを活用した子育て情報の発信	市ホームページやフェイスブックに子育て情報を掲載することで、子どもや保護者に必要な時に手軽に適切な情報を届けます。	子育て支援課
妊婦・産婦に対する相談・訪問	母子健康手帳交付時に妊婦相談を実施します。若年、精神疾患等の特定妊婦の把握や、エジンバラ産後うつ病質問票を用いた産後うつ病のスクリーニングを実施し、相談・訪問による支援を行います。	健康増進課
子ども家庭支援員の育児相談	子どもを育てていく上での様々な悩みや心配事について、相談に応じます。必要な場合、支援員が自宅等に訪問して実施します。	子育て支援課
にこにこ子育て相談（児童館）	毎月1回、保健師・栄養士・保育士・利用者支援専門員が子どもの発達や栄養面、保育所の利用、育児上の相談に応じます。	子育て支援課
子育てサークル育成事業（児童館）	子どもの年齢別に作られた子育てグループごとに活動を実施し、グループ内の交流活動を行います。他グループとの交流、運動会や社会見学等の活動を実施します。	子育て支援課
子育てサロン・赤ちゃんサロン（社会福祉協議会）	児童と保護者が気軽に集まり、一緒に楽しく遊びながら情報交換できる交流の場として、社会福祉協議会がサロンを開設しています。結成されたグループで主体的に内容を決めて活動しています。	社会福祉協議会

(3) 小児医療体制の充実

子どもの健やかな成長を支えるためには、小児医療体制の整備が不可欠です。北播磨総合医療センターが地域の基幹病院として開院し、兵庫あおの病院を含め現在市内で8つの小児科医療機関が整備されています。また、栄宏会小野病院では、病児・病後児保育室が医療機関併設型で実施されています。

小児医療体制のさらなる充実に向けての取組を進めるとともに、「かかりつけ医」の普及啓発、夜間の病変やケガの応急措置の知識普及に努めるなど、保護者が子どもの危険への対応能力を培うための施策を推進していきます。

<方針>

1. 夜間・休日における緊急医療体制等の充実
2. 子ども医療助成制度の継続的な取組

<推進する施策>

施策名	施策内容	担当
休日・夜間診療の整備	休日や夜間の子どもの急な病気やけが等に適切に対応できるように、小児医療救急輪番制及び子ども医療電話相談の実施や周知に努めます。	健康増進課
医療関係機関のネットワークづくり	子どもの健全な成長を目的に、保健所や医療機関、行政等の関係機関がネットワークを構築し、迅速な対応と適切な情報提供を行います。	健康増進課
正しい受診に関する啓発	かかりつけ医を持つことや、子どもに多い病気と対処法について育児教室や保険証発行時に啓発し、正しい受診の知識が持てるよう支援します。	健康増進課 市民課
乳幼児（こども）医療費助成事業	高校3年生相当年齢までの子どもに向け、所得制限を設けず、一部負担金を完全無料とした、医療費助成を実施します。	市民課

基本目標4

すべての子ども・子育て家庭を支える
仕組みづくり

(1) 子育て家庭への経済的支援

子育て家庭への経済的支援として、各種助成制度の利用周知と申請勧奨を継続していきます。

また、ひとり親家庭や経済的に窮する家庭の子どもたちが、等しく教育・保育が受けられるよう、各種子育て支援事業の内容を検討していくとともに、手当支給や就学援助制度について、周知を図ります。

<方針>

1. 手当支給や子育てにかかる負担軽減の実施
2. ひとり親家庭や経済的困窮状態にある家庭への支援
3. 子どもの貧困問題・教育格差の解消に向けた取組

<推進する施策>

施策名	施策内容	担当
児童手当の支給	中学校を終了するまでの子どもを養育するすべての家庭に対して、手当を支給します。	子育て支援課
保育料等の無償化及び負担軽減措置	幼児教育・保育の無償化や国の保育料徴収基準（3号認定者負担基準）の30%軽減措置を行います。	子育て支援課
児童扶養手当の支給	満18歳に到達する年度末までの児童等を対象に、児童を養育しているひとり親に手当を支給します。	子育て支援課
母子家庭等医療費助成事業	満18歳に到達する年度末までの児童等を対象に、児童を養育しているひとり親を対象とした医療費の一部負担金の助成を行います（所得制限有）。	市民課
ひとり親家庭の自立に向けた支援（自立支援給付金・高等職業訓練給付金等）	母子・父子家庭の母又は父が、主体的に能力開発に取り組むことに対し、その支援として経費の一部（受講料や生活費）を給付金として支給します。	子育て支援課
小中学生就学援助、高校生等奨学給付金	経済的に就学困難な事情が認められる場合、教育に係る費用の一部を助成します。高等学校の就学困難生徒に対し、一定額の奨学金を支給します。	学校教育課
★実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得状況を勘案し、保護者が保育所等の施設に対し負担する教材費・日用品・行事参加費用等を助成します。	子育て支援課
母子父子貸付・進学準備給付金等の支援	保護者の世帯所得状況で子どもの進路が閉ざされてしまうことがないよう、高校・大学・専門学校等の授業料・入学金を含めた費用を貸付や助成で対応し、子どもの貧困問題に対応しています。	子育て支援課 社会福祉課

(注) ★印は「地域子ども・子育て支援13事業」を表しています。

(2) 養育支援を必要とする家庭への取組

児童虐待を予防するため、子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会を中心に、学校・児相・警察・民生・児童委員等と連携し、母子保健活動や訪問事業等を通じて、支援を必要とする家庭を早期に把握することに努めます。地域住民に対しても、児童虐待はあってはならないという意識づくりや虐待の通報義務の周知を図ります。

障がいのある児童に対する正しい理解と認識を深め、同時に障がいのある児童の豊かな人間形成を促進するため、子どもの心身の特性にかかわらず、子ども自身の権利が尊重されるよう、成長過程のすべての段階で子ども自身の長を生かす教育・保育の環境整備を推進していきます。

<方針>

1. 虐待防止など要支援児童対策
2. 障がいのある子どもと家庭への支援
3. 育てにくさのある子どもと家庭への支援

<推進する施策>

施策名	施策内容	担当
要保護児童対策地域協議会の取組	医療・保健・福祉・教育・児相・警察・民間団体等関係機関でネットワークを構成し、要保護・要支援児童の適切な保護を図るため情報交換を行い支援内容を協議し、対象家庭児童の養育・支援に取り組みます。	子育て支援課
★養育支援訪問事業 (ホームヘルプサービス)	子どもの相談を受けた人の中から、措置が必要と思われる方からの申請を受け、家事等の支援をします。	子育て支援課
特別児童扶養手当の支給	20歳未満で心身に中度以上の障がいがある児童を対象に、児童を養育している家庭の保護者に手当を支給します(所得制限規定有)。	社会福祉課
障がい者地域生活・相談支援センター事業	障がい全般の相談に応じます。必要に応じ、発達障がい児個別療育事業や健康増進課発達相談、ひょうご発達障がい者支援センターへ引き継ぎます。	社会福祉課
肢体不自由児通園施設 「北播磨こども発達支援センター(わかあゆ園)」	北播磨こども発達支援センター(わかあゆ園)で、発達の遅れや身体に障がいのある乳幼児や児童に対して機能訓練等療育指導を行います。	社会福祉課
タイムケア・日中一時支援事業	障がい児の保護者の就労支援や一時的な休息を提供するため、当児童の放課後や夏休み等における日中の活動の場を提供します。一時的に見守りなどを必要とする場合も同様に支援します。	社会福祉課

発達障がい児個別療育支援事業（発達支援室）	特別支援教育士による発達障がいの検査や相談・指導など、発達障がい児の個別療育を目指します。	社会福祉課
親子ふれあい教室（集団療育事業）	発達に遅れが見受けられる乳幼児や育児不安を持つ親子が集まり、遊びを通して基本的な生活習慣や社会性を身につけ、心身の健やかな成長を促します。	子育て支援課
特別支援教育連携事業	障がい児一人ひとりの状態に応じたきめ細やかな対応ができるよう、関係機関等との連携を深め、適切な教育的支援が行われるよう個別の教育支援計画を立て、その計画の実施、評価のできる体制の整備を検討します。	学校教育課
適応教室	不登校児童生徒に対し、様々な体験活動等を通じて、生きる力を養うための支援を行います。	学校教育課

（注）★印は「地域子ども・子育て支援13事業」を表しています。

<注>子どもの貧困対策との関係について

貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と、教育の機会均等を図る目的で、平成25年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立しました。以降子どもの貧困率などの指標で一定の成果をみたものの、なお、支援を必要とする子どもが多く存在することから、令和元年に同法の一部が改正され、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定に努めるよう規定されました。

子どもの貧困対策には、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援が包括的かつ早期に講じられることが必要です。本市でも、母子保健担当や教育機関などと連携し、子どもとその世帯を取り巻く家庭環境の把握と改善の支援を行うなど、きめ細やかな対応を推進してきました。

貧困対策の柱である「教育の支援」「生活の支援」「保護者の就労支援」「その他の支援」などの取組を本計画の中に含め、今後の子どもの貧困対策を進めていきます。

<教育の支援>

- ・小中学生就学援助
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置 など

<生活の支援>

- ・子育て家庭ショートステイ事業
- ・養育支援訪問事業
- ・乳児家庭全戸訪問 など

<保護者の就労支援>

- ・自立支援教育訓練給付金
- ・高等職業訓練促進給付金
- ・再就職支援 など

<その他の支援>

- ・児童扶養手当の支給
- ・子ども家庭支援員の育児相談
- ・利用者支援事業 など

基本目標5

仕事と子育てを両立させる社会環境づくり

(1) 男女共同参画社会の推進

多様で柔軟な働き方が選択でき、職務や能力に応じた適正な処遇・労働条件が確保されることは、女性の能力を発揮する上で重要な課題です。女性も男性もともに輝く社会をつくるため、創意工夫のある取組を推進していきます。

男女がともに子育てに喜びを感じながら、家事・育児等を分担して行い、家族としての役割を果たせるよう、子育てに関する知識や技術を習得する機会や場を提供し、男性の子育てへの参加促進を図ります。

<方針>

1. 世代間や個人間で異なる男女共同参画意識の向上
2. 再就職・再チャレンジへの取組支援
3. 男性の育児に対する意識の向上

<推進する施策>

施策名	施策内容	担当
男女共同参画啓発セミナーの実施	家庭でも、男らしさ・女らしさといったジェンダーにとらわれず、男女が互いに個性と能力を伸ばせるよう、男女共同参画の視点に立った学習機会を提供します。	ヒューマンライフグループ
男女共同による子育ての啓発	子育ては母親の役割といった固定的な考え方を解消し、育児や家事は男女の共同責任であることや、子育てを社会全体で支えあう重要性を講座や広報により広く浸透させます。	ヒューマンライフグループ
女性のための相談	市男女共同参画センター（エクラ内）において、毎週木曜日に「女性のための相談」（電話相談・面接相談）を開設しています。	ヒューマンライフグループ
再就職支援	女性の再就職支援として毎月1回、エクラでハローワークの出張相談が開設されています。また、保育環境の整備や男女共同参画意識の高揚に向けて啓発し、就業が容易となるよう努めます。	ヒューマンライフグループ
はじめてパパの育児ガイド配付（未来のパパママ教室）	パパ・ママの役割についての講話や沐浴の仕方・おむつの替え方などの実習、父性の育成を図るための夫の妊婦体験や父用育児ガイドの配布を行います。	健康増進課
パパサタサロン（児童館）	毎月1回程度、男女（父母）共同の子育て支援イベントや講座の開催を実施しています。	子育て支援課

(2) 子育てと仕事との両立に対する職場理解の促進

子どもを育てながら働きたい人が、安心して出産し育児できるよう、市内の事業所に対して、育児休業制度の利用の促進、フレキシブルな勤務形態、労働時間の配慮などを検討していただくため、先進事例等の情報提供を行うなど、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発を推進します。

<方針>

1. 出産・子育てへの職場理解や育児休暇取得の推進
2. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

<推進する施策>

施策名	施策内容	担当
育児休業制度の利用促進	事業所への育児・介護雇用安定助成金等のPRによって、育児休業制度及び休業中の手当支給などの促進を図ります。	産業創造課
労働時間短縮の促進	完全週休2日制の普及や年次有給休暇の取得促進など、労働時間短縮に向けて事業主や就労者への啓発に努めます。	産業創造課
仕事と育児の両立に向けた職場理解の促進	女性労働者の妊娠中や出産後の健康管理、男性・女性ともに育児休業制度等の活用、育児休業後の円滑な職場復帰の促進、労働時間の短縮等、仕事と育児が両立できる職場環境づくりに対する理解・協力を求めています。	産業創造課



第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

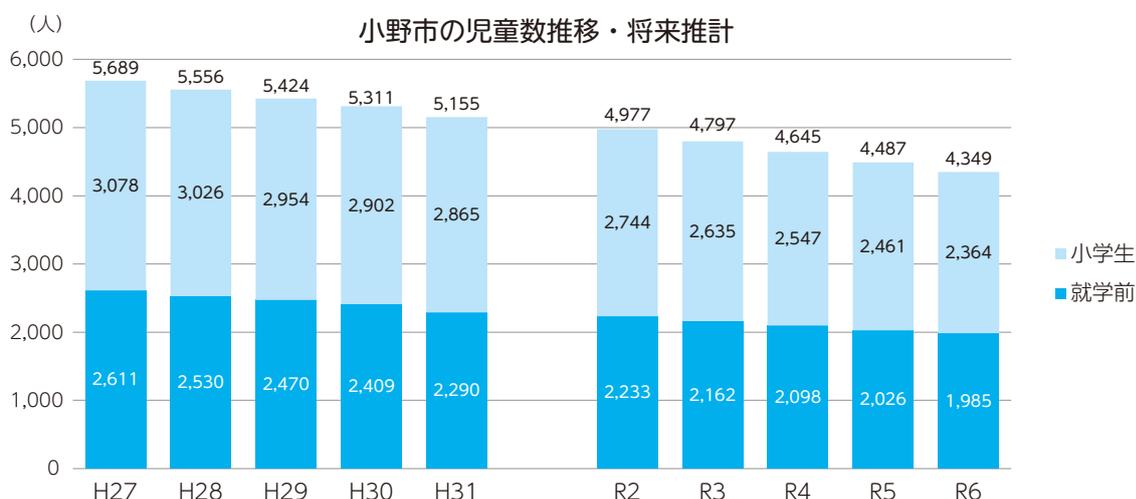
1 計画期間における児童数の見込み

計画期間中の児童数の見込みについて、平成27年から平成31年までの各年4月1日の住民基本台帳人口（外国人を含む）をもとに、コーホート変化率法^(注)より、下表のとおり推計しました。

各年4月1日現在（単位：人）

	実績					推計値（コーホート変化率法）				
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
0歳	386	384	374	346	336	339	325	316	310	304
1歳	398	380	400	393	357	347	350	336	327	321
2歳	444	395	396	393	395	359	349	352	338	329
3歳	444	453	398	408	392	394	358	348	351	337
4歳	474	436	460	407	406	390	392	356	346	349
5歳	465	482	442	462	404	404	388	390	354	345
就学前 (0～5歳)	2,611	2,530	2,470	2,409	2,290	2,233	2,162	2,098	2,026	1,985
6歳	506	465	479	450	459	402	402	386	388	352
7歳	518	509	464	473	449	458	401	401	385	387
8歳	490	524	508	470	470	446	455	398	398	382
9歳	497	488	519	508	471	471	447	456	399	399
10歳	545	496	487	515	503	466	466	442	451	395
11歳	522	544	497	486	513	501	464	464	440	449
小学生 (6～11歳)	3,078	3,026	2,954	2,902	2,865	2,744	2,635	2,547	2,461	2,364
合計 (0～11歳)	5,689	5,556	5,424	5,311	5,155	4,977	4,797	4,645	4,487	4,349

(注)「コーホート変化率法」とは、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、変化率に基づき将来人口を推計する方法です。



2 教育・保育提供区域の設定

量の見込みと確保方策を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域「教育・保育提供区域」について、小野市では、市域全体を1区域と設定します（①図）。

なお、放課後児童健全育成事業（アフタースクール事業）についてのみ、現在の利用状況及び提供施設の整備の状況、子どもが放課後に容易に利用できること等に鑑み、5区域（まちなか4校区域、河合区域、来住区域、中番区域、下東条区域）と設定します（②図）。



3 幼児教育・保育の一体的提供及び推進体制

【認定こども園への移行の推進】

本市では、令和2年3月現在認定こども園は2園（市場・栗生）が開設されています。

認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等に対しても柔軟に子どもの受け入れが可能な施設と期待されています。

子どもの減少が見込まれる本市においても、既存の幼稚園及び保育所の認定こども園への移行については、施設の利用希望に沿って適切な利用が可能となるよう、施設側の意向及び地域性や現施設の老朽化も考慮に入れて、状況に応じ検討を進めます。

～本計画の目標～

「各小学校区に1か所以上の就学前教育施設を設置する。」

【質の高い幼児教育・保育、地域の子育て支援の推進】

幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、認定こども園・保育所・幼稚園や地域の子育てサービスが適切に提供されるよう、関係機関と連携を図りながら、幼稚園教諭や保育士・保育教諭をはじめ、様々な教育・保育サービスに関わる人への研修等の機会を提供するなど、市としての支援を充実していきます。

【認定区分と提供施設】

認定区分		提供施設
1号	3～5歳：2号認定以外の子ども	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳：家庭での必要な保育が困難 ^(注) として、保育の必要性について認定を受けた子ども	保育所、認定こども園
3号	0～2歳：家庭での必要な保育が困難として、保育の必要性について認定を受けた子ども	保育所、認定こども園 地域型保育給付施設

(注)「家庭での必要な保育が困難」とは、就労(48時間以上)、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがある、などです。

【幼児教育・保育の状況】

■認定こども園・保育所（市内14か所）の入所の推移

各年4月1日現在

		H27	H28	H29	H30	H31
	0歳	27人	50人	39人	40人	42人
	1歳	154人	158人	194人	201人	181人
	2歳	252人	208人	240人	273人	281人
	3歳	326人	364人	317人	336人	337人
	4歳	387人	355人	397人	355人	351人
	5歳	355人	395人	364人	402人	351人
合計		1,501人	1,530人	1,551人	1,607人	1,543人
定員		1,470人	1,470人	1,480人	1,504人	1,504人
定員充足率		102.1%	104.1%	104.8%	106.8%	102.6%
施設数		14施設	14施設	14施設	14施設	14施設
保育士数		259人	250人	289人	285人	269人

※各項目は1号認定及び市外からの受託児童を含んでいます。

資料：子育て支援課

■幼稚園（市内2か所）の利用の推移

各年5月1日現在

		H27	H28	H29	H30	H31
	4歳	71人	68人	62人	43人	42人
	5歳	95人	78人	64人	60人	47人
合計		166人	146人	126人	103人	89人
定員		245人	245人	245人	210人	210人
定員充足率		67.8%	59.6%	51.4%	49.0%	42.4%
学級数		7学級	7学級	7学級	6学級	6学級
教員数		11人	12人	12人	11人	10人

※3歳児の受入れは実施していません。

資料：学校教育課

■市内児童の幼児教育・保育施設利用率

平成31年4月1日現在

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
児童数（H31.4.1現在）	336人	357人	395人	392人	406人	404人	2,290人
市内公立幼稚園2施設				-	42人	47人	89人
兵庫教育大学附属幼稚園				2人	6人	4人	12人
市内私立14施設	39人	172人	266人	315人	336人	343人	1,471人
市外の認可保育施設	1人	6人	5人	6人	11人	6人	35人
教育・保育施設利用児数	40人	178人	271人	323人	395人	400人	1,607人
教育・保育施設の利用率	11.9%	49.9%	68.6%	82.4%	97.3%	99.0%	70.2%

※市外私立幼稚園及び認可外（事業所系等）保育施設利用児童を除きます。

資料：子育て支援課

4 幼児教育・保育の提供体制

計画期間における幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）及び提供体制の確保の内容及び実施時期については、現在の利用状況や平成30年度に実施した「子ども・子育てに関するアンケート」の結果を踏まえ、以下のとおり設定します。

		令和2年度					令和3年度				
		1号		2号		3号	1号		2号		3号
		(教育のみ) 3～5歳	(教育希望) 3～5歳	(左記以外) 3～5歳	0歳	1～2歳	(教育のみ) 3～5歳	(教育希望) 3～5歳	(左記以外) 3～5歳	0歳	1～2歳
①量の見込み <必要利用定員総数>		109	14	994	75	438	105	14	953	72	433
割合 (%) <対象人口に対する①>		9.2	1.2	83.7	22.0	62.0	9.2	1.2	83.7	22.0	62.0
②確保方策	認定こども園	24	—	120	10	60	24	—	120	10	60
	幼稚園	140	14	—	—	—	140	14	—	—	—
	保育所	—	—	820	65	355	—	—	820	65	355
	広域（他市町施設）	2	—	17	2	18	2	—	17	2	18
	地域型保育給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他 (兵教大幼稚園・企業主導型保育所等)	15	0	3	2	2	15	0	3	2	2
②計		181	14	960	79	435	181	14	960	79	435
②-①		72	0	▲34	4	▲3	76	0	7	7	2

※市内児童の直近3年間の入所率及びアンケート調査結果より算出した各項目の割合をもとに量の見込みを算出しています。

各年度4月1日現在（単位：人、％）

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号		2号		3号	1号		2号		3号	1号		2号		3号
3～5歳 （教育のみ）	3～5歳 （教育希望）	3～5歳 （左記以外）	0歳	1～2歳	3～5歳 （教育のみ）	3～5歳 （教育希望）	3～5歳 （左記以外）	0歳	1～2歳	3～5歳 （教育のみ）	3～5歳 （教育希望）	3～5歳 （左記以外）	0歳	1～2歳
101	13	916	70	427	97	13	880	68	412	95	12	863	67	403
9.2	1.2	83.7	22.0	62.0	9.2	1.2	83.7	22.0	62.0	9.2	1.2	83.7	22.0	62.0
33	—	190	15	85	42	—	240	20	110	51	—	300	30	140
140	13	—	—	—	140	13	—	—	—	140	12	—	—	—
—	—	750	60	330	—	—	700	55	310	—	—	640	50	280
2	—	17	2	18	2	—	17	2	18	2	—	17	2	18
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	0	3	2	2	15	0	3	2	2	15	0	3	2	2
190	13	960	79	435	199	13	960	79	440	208	12	960	84	440
89	0	44	9	8	102	0	80	11	28	113	0	97	17	37

※計画当初においてすべてのニーズに対応することは困難ですが、保育士の確保、児童数の減少、認定こども園化に伴う整備等により、令和3年度には対応できることとなります。

5 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(1) 利用者支援事業

【事業内容】

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現状】

平成28年度から、「妊娠・子育てサポートセンター（特定型・母子保健型）」として、市健康増進課の窓口にて事業を開始しています。

【見込みと確保】

年度		R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②確保方策	特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	計	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②-①		0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

【方策】

子育てに係る情報提供のワンストップサービスをすすめるべく、現在の提供体制を維持していきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児及びその保護者が交流する場を開設し、子育てについての相談や情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

来住保育所での子育て支援センターと、児童館チャイコムにて「つどいの広場」事業として2か所で実施しています。

平成30年度の延利用人数は、3,919人です。

【見込みと確保】

(単位：人)

年 度		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み		3,432	3,322	3,223	3,113	3,051
② 確 保 方 策	子育て支援センター	1,560	1,510	1,465	1,415	1,387
	児童館チャイコム	1,872	1,812	1,758	1,698	1,664
	計	3,432	3,322	3,223	3,113	3,051
	実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②-①		0	0	0	0	0

【方策】

上記の体制で確保が可能であるため、現在の提供体制を維持していきます。

(3) 延長保育事業（時間外保育事業）

【事業内容】

保護者の就労形態に応じて、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業です。

【現状】

小野市では市内すべての認定こども園・保育所で実施しています。
 保育標準時間（朝7時～夕方18時）を超えての保育となります。
 平成30年度の利用人数は、553人です。

【見込みと確保】

(単位：人)

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み	492	475	461	446	436
②確保方策	492	475	461	446	436
②-①	0	0	0	0	0

【方策】

市内すべての認定こども園（2園）と保育所（12園）で実施しており、現状で確保が可能であるため、現在の提供体制を維持していきます。



(4) 一時預かり事業

【事業内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間に保育所やその他の場所において一時的に子どもを預かり、必要な保護を行う事業です。

【現状】

幼稚園の在園児を対象とした一時預かりは、実施していません。

上記以外の子ども（自宅で養育中の子ども）に対する一時預かりは、平成30年度の延利用人日数は、1,994人日です。

【見込みと確保】

■幼稚園等の在園児を対象にした一時預かり

(単位：人日)

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み	301	280	280	260	260
1号認定による利用	0	0	0	0	0
2号認定による利用	301	280	280	260	260
②確保方策	301	280	280	260	260
幼稚園一時預かり実施数	0園	0園	0園	0園	0園
認定こども園の実施数	2園	2園	3園	4園	5園
②-①	0	0	0	0	0

■上記以外（自宅で養育中の子ども）を対象にした一時預かり

(単位：人日)

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み	3,227	3,123	3,030	2,925	2,865
②確保方策	3,227	3,123	3,030	2,925	2,865
保育所一時預かり実施数	12園	12園	11園	10園	9園
認定こども園の実施数	2園	2園	3園	4園	5園
ファミリー・サポート・センター事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①	0	0	0	0	0

【方策】

上記の体制で実施しており、現状で確保が可能であるため、現在の提供体制を維持していきます。

(5) 病児・病後児保育事業

【事業内容】

病院に敷設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に病児・病後児を預かる事業です。

【現状】

民間事業者（りあんず）により、平成26年5月から病院併設型で事業を開始しました。生後6か月から3年生ままでの子どもを対象として、定員は4人／日、開所日は月～金（土・日・祝祭日・年末年始は休み）、月平均の開所日数は15日間となっています。

平成30年度の延利用人数は、151人日です。

【見込みと確保】

(単位：人日)

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み	720	720	720	720	720
②確保方策	720	720	720	720	720
②－①	0	0	0	0	0

【方策】

近年の利用実績最大年度でも延300人日であり、現状で確保が可能であるため、現在の提供体制を維持していきます。

(6) 放課後児童健全育成事業（アフタースクール事業）

【事業内容】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や夏休み等に適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

【現状】

小野市では、「市内中心部4小学校区」と「神戸電鉄小野駅舎内おのっこクラブ」とを「単一の区域（＝まちなか4校区域）」としています。

したがって、5区域（まちなか4校区域、河合区域、来住区域、中番区域、下東条区域）により確保方策を設定していきます。

【見込みと確保】

◆低学年

まちなか4校区

(単位：人)

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み	292	285	279	273	268
②確保方策	282	282	279	273	268
小野小（のびのびクラブ）	71	71	71	71	71
小野東小（すくすくクラブ）	94	94	94	94	94
市場小（にこにこクラブ）	47	47	47	47	47
大部小（きらきらクラブ）	42	42	42	42	42
神鉄株（おのっこクラブ）	28	28	25	19	14
②－①	▲10	▲3	0	0	0

河合小学校（わくわくクラブ）

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み	33	32	30	30	28
②確保方策	33	32	30	30	28
②－①	0	0	0	0	0

来住小学校（ほのぼのクラブ）

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み	20	19	18	18	17
②確保方策	20	19	18	18	17
②－①	0	0	0	0	0

中番小学校（すきっぷクラブ）

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み	20	19	18	18	17
②確保方策	20	19	18	18	17
②－①	0	0	0	0	0

下東条小学校（なかよしクラブ）

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み	19	18	17	16	16
②確保方策	19	18	17	16	16
②－①	0	0	0	0	0

◆高学年

まちなか4校区

(単位：人)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	25	23	22	21	20
②確保方策	22	22	22	21	20
小野小(のびのびクラブ)	4	4	4	4	4
小野東小(すくすくクラブ)	6	6	6	6	6
市場小(にこにこクラブ)	3	3	3	3	3
大部小(きらきらクラブ)	2	2	2	2	2
神鉄(株)(おのっこクラブ)	7	7	7	6	5
②-①	▲3	▲1	0	0	0

河合小学校(わくわくクラブ)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保方策	3	3	3	3	3
②-①	0	0	0	0	0

来住小学校(ほのぼのクラブ)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0

中番小学校(すきっぷクラブ)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0

下東条小学校(なかよしクラブ)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0

【方策】

令和2年度のスタート時では待機児童が発生していますが、令和4年度には解消できるため、現在の提供体制を維持していきます。

放課後児童健全育成事業は、今後小学校の余裕教室が出た場合の活用検討や民間委託による活性化などを推進していきます。

さらに、放課後子ども教室(寺子屋事業)との連携型事業にも取り組み、異年齢の子ども同士の交流活動などを充実させていきます。

(7) 子育て短期支援事業（子育てショートステイ事業）

【事業内容】

保護者の疾病等の理由により、子どもを家庭で養育できない場合に、児童養護施設等において必要な保護を行う事業です。

【現状】

近隣市にある、児童養護施設 6 箇所と乳児院 4 箇所を指定して実施しています。

平成30年度の延利用人数は、8人日です。

【見込みと確保】

(単位：人日)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	80	80	80	80	80
②確保方策	80	80	80	80	80
②-①	0	0	0	0	0

【方策】

近年の利用実績が量の見込みに相当する数値で推移していることから、現状で確保が可能であるため、現在の提供体制を維持していきませんが、必要に応じ指定施設の新規追加を検討していきます。



(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業内容】

子どもの預かりや保育所等施設・習い事等の送迎など、利用を希望する人と援助ができる人とが会員となり、地域で子育てを相互に助け合う会員活動をコーディネートする事業です。

【現状】

平成16年度から実施しており、広く市内子育て家庭に制度が浸透しています。生後6か月から9年生ままでの子どもを対象として、利用料（活動報酬）は1時間当たり600円（土・日・祝日・お盆と年末年始期間は1時間当たり100円加算）、活動時間帯は、朝5時から夜22時まで（朝5時～7時及び夜20時～22時の間は1時間当たり100円加算）で、宿泊利用はできません。

平成27年10月から利用料半額助成を実施しており、ここ数年利用実績が大きく伸びました。平成30年度の延利用人数は、就学児分で、3,071人日（全体は3,509人日）です。

【見込みと確保】

（単位：人日）

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み(就学児のみ)	3,188	3,060	2,959	2,858	2,746
②確保方策	3,188	3,060	2,959	2,858	2,746
②-①	0	0	0	0	0

【方策】

近年の利用実績が量の見込みに相当する数値で推移していることから、現状で確保が可能であるため、現在の提供体制を維持していきます。

(9) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業内容】

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者へ養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を確保する事業です。

【現状】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）との連携を図り、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行います。

平成30年度の延利用人数は、14人です。

【見込みと確保】

(単位：人)

年 度		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み		30	30	30	30	30
② 確 保 方 策	実施機関	市子育て支援課				
	実施体制	ホームヘルパー 3人体制				
	委託団体等	社会福祉法人小野市社会福祉協議会				

【方策】

近年の利用実績最大年度でも延29人であり、上記の体制で確保が可能であるため、現在の提供体制を維持していきます。

(10) 妊婦健康診査

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図り、安全な出産を支援するため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握②検査計測③保健指導を実施し、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図る事業です。

【現状】

妊婦1人当たり14回分の健診費用の助成(上限86,000円)を行っています。平成30年度の健診受診者数は、547人、健診回数は、4,163回です。

【見込みと確保】

(単位：人、回)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み					
健診受診者数	530	520	510	500	490
健診回数	4,126	4,049	3,971	3,893	3,815
②確保方策					
実施場所	県内の指定医療機関(助成券使用)				
実施体制	市健康増進課で助成券交付				
検査項目	身体検測、血液検査、超音波検査、問診等				

※妊娠期間が2か年に渡る場合は、各年度それぞれに計上。

【方策】

今後もすべての妊婦の健康のため、現在の提供体制を維持していきます。



(11) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

保健師等が、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援の必要なケースを早期発見、適切なサービスにつなげる事業です。

【現状】

平成30年度の利用者数は、372人です。

【見込みと確保】

(単位：人)

年度		R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み		339	325	316	310	304
② 確保 方策	実施場所	市健康増進課				
	検査項目	保健師・助産師・看護師15人体制				

【方策】

上記の体制で確保が可能であるため、現在の実施体制を維持していきます。



(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

また、新制度未移行幼稚園に通う低所得者世帯への副食費の助成も行います。

【方策】

平成27年度から事業を開始しており、適宜対象世帯への助成を行います。

(13) 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【方策】

必要に応じて事業の実施を検討していきます。

第6章 | 計画の推進

1 推進体制の整備と進行管理

(1) 庁内連携の推進

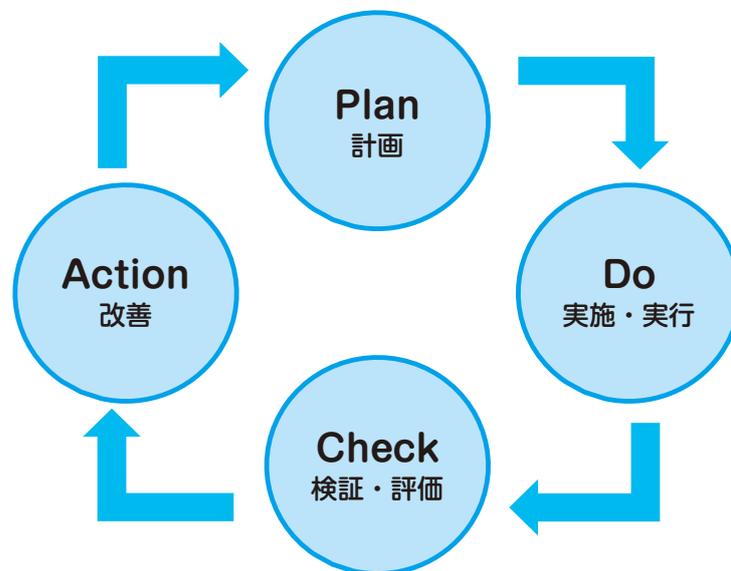
本計画に基づき、様々な分野での子育て支援施策を総合的かつ効果的に実施するため、庁内関係部局が緊密な連携を図り、全庁的に施策の推進に取り組んでいきます。

(2) 計画の点検・評価

子育て支援課と学校教育課・健康増進課を事務局として、PDCAサイクル（「Plan（計画）」「Do（実施・実行）」「Check（検証・評価）」「Action（改善）」）のプロセスを踏まえたうえで計画の進行管理を行います。

なお、Check（検証・評価）については、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業者や学識経験者、地域の関係者や関係団体の代表、市民等で構成する「子ども・子育て会議」により、計画進行状況の把握と点検・評価を実施します。

【PDCAサイクル図】



具体的取組の基本目標や方針、推進施策について、子ども、親（保護者）、祖父母等の親族、教育・保育事業者や学校、行政機関、地域の子育て支援者や地域活動団体及び企業等を分析軸として、取組の進捗度の検証を行います。

2 市民及び関係団体等との連携

(1) 計画の周知及び地域の参加・参画の促進

本計画の推進にあたっては市民や地域との共通理解と協力体制が不可欠です。

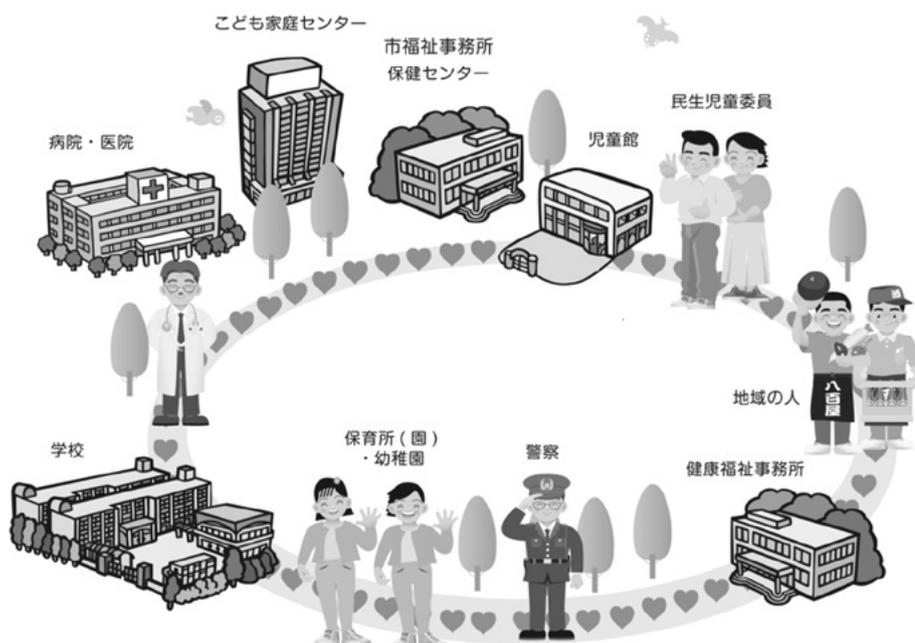
市民や地域の企業、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、子育て支援の意義について理解を深めるよう、広報紙やイベントなど様々な媒体や機会を活用し、計画の周知に努めます。また、ボランティア活動の活性化の促進、住民参加型サービスの充実など、市民等による地域ぐるみでの取組を支援していきます。

(2) 関係機関・団体との連携

地域全体で子育て支援を推進するためには、認定こども園や保育所、幼稚園、学校、その他子育てにかかわる関係団体や関係機関が、行政とのパートナーシップの視点で連携することが不可欠です。

本計画の推進や子育てにかかわる問題の解決に向けて、関係機関・団体などとの連携を深め、情報の共有を図るとともに、子育て支援ネットワークの体制整備に努めていきます。

【子育て支援ネットワーク図】



資料編

1 アンケート調査結果(主なもの)

注：アンケートグラフ中の、「今回」、「前回」は以下の調査をさしています。

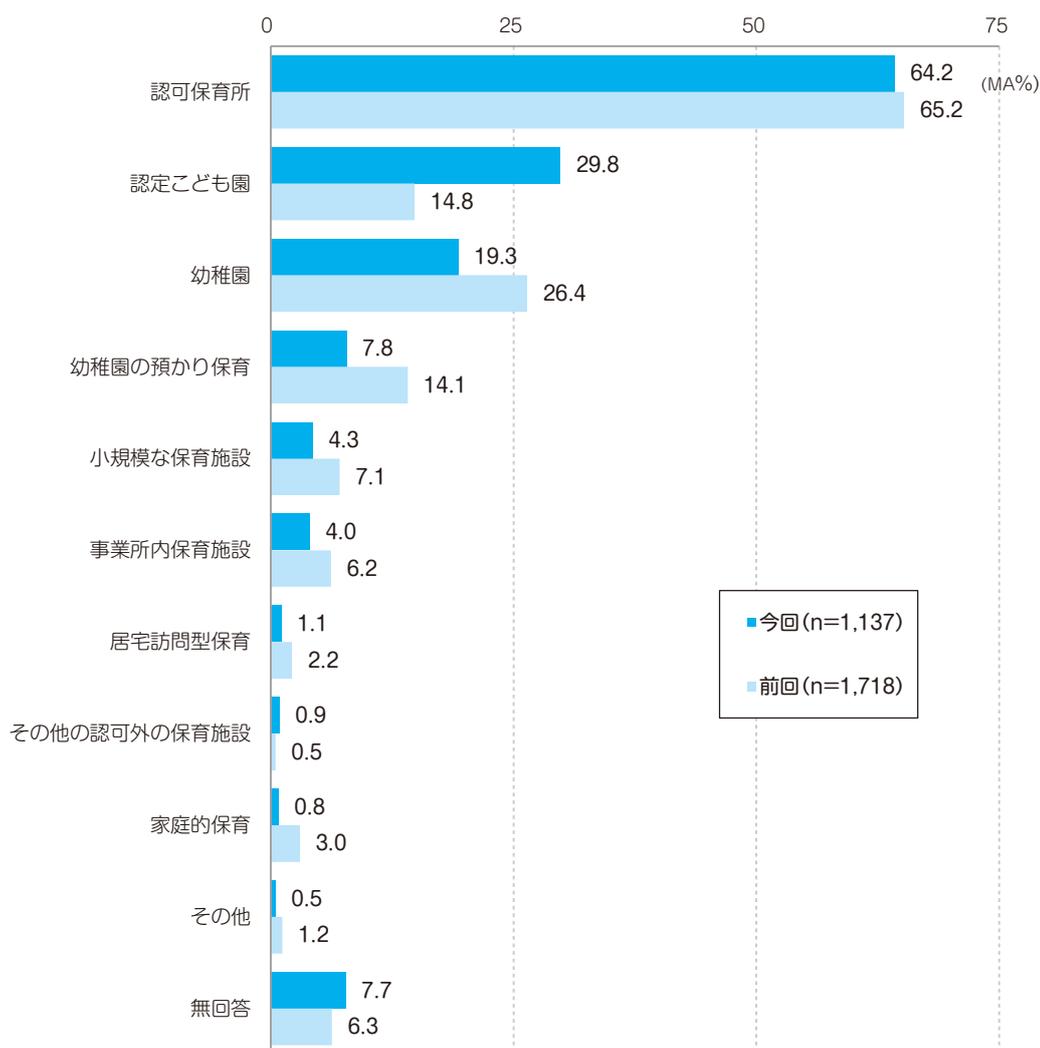
「今回」、「前回」の表記がないグラフについては、「今回」の結果となっています。

今回：「小野市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」（平成30年12月実施）

前回：「小野市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」（平成25年12月実施）

(1) 平日に定期的に利用したい教育・保育事業 <就学前児童調査>

平日に定期的に利用したい教育・保育事業としては、「認可保育所」が64.2%と最も高く、次いで「認定こども園」が29.8%、「幼稚園」が19.3%、「幼稚園の預かり保育」が7.8%の順となっています。前回調査と比べると、「認定こども園」は約2倍以上増加しているのに対し、そのほかの事業は概ねいずれも減少傾向にあります。



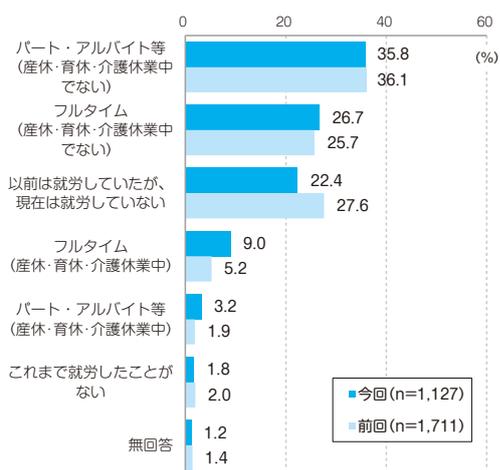
(2) 母親の就労状況と就労意向

母親の就労状況をみると、「パート・アルバイト等（産休・育休・介護休業中でない）」が、就学前児童調査で35.8%、小学生児童調査で50.1%とともに最も高くなっています。一方、現在就労していない人（「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」の計）は、就学前児童調査で24.2%、小学生児童調査で12.7%となっており、ともに前回調査から5ポイント以上減少しています。

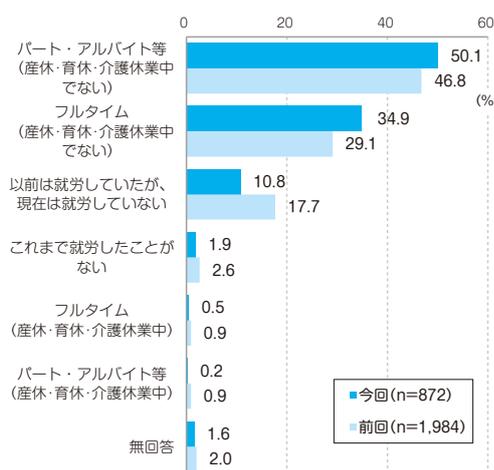
現在就労していない母親の就労意向として、就学前児童調査では「1年以上先に就労したい」が56.3%、小学生児童調査では「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が43.2%を占めており、それぞれ前回調査から10ポイント以上増加しています。

【母親の就労状況】

■就学前児童調査

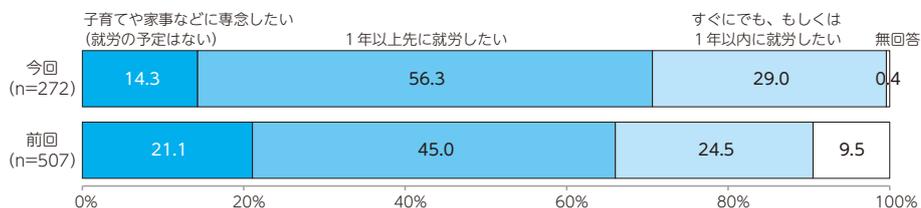


■小学生児童調査

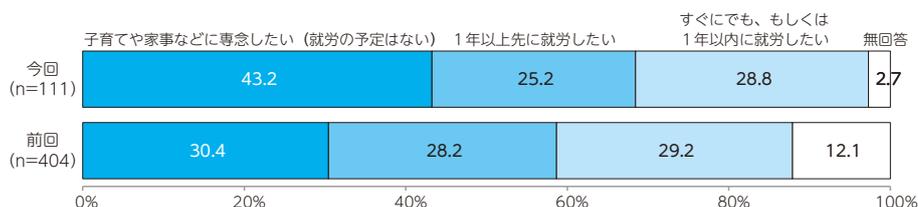


【母親の就労意向（現在就労していない母親のみ）】

■就学前児童調査



■小学生児童調査



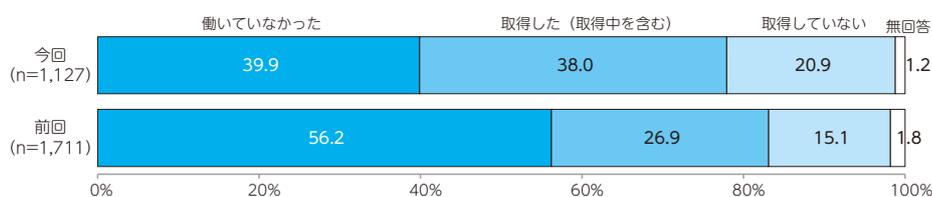
(3) 育児休業の取得状況について <就学前児童調査>

育児休業の取得状況をみると、母親では、「取得した（取得中を含む）」が38.0%に対し、「取得していない」が20.9%となっており、前回調査と同様に、取得した割合のほうが高くなっています。一方、父親では、「取得していない」が83.5%となっており、前回調査と同様に8割台を占めています。

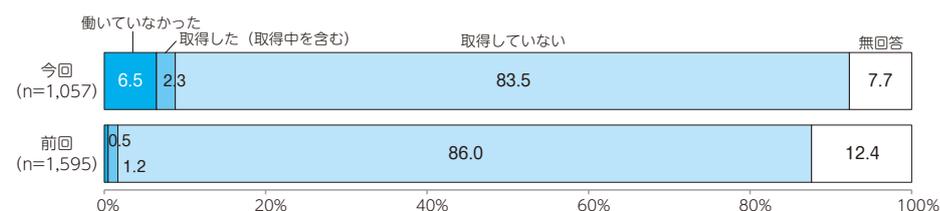
育児休業を取得していない人の理由として、母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」が45.1%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった」が21.7%となっていますが、前回調査と比べると、それぞれ減少傾向にあります。一方、父親では、「制度を利用する必要がなかった」が45.8%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が33.6%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が33.0%と、前回調査と同じ傾向となっています。また、「配偶者が育児休業制度を利用した」が30.4%と、前回調査に比べて9ポイント増加しています。

【育児休業の取得状況】

<母親>

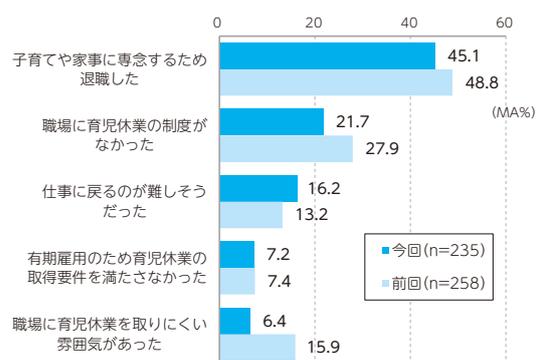


<父親>

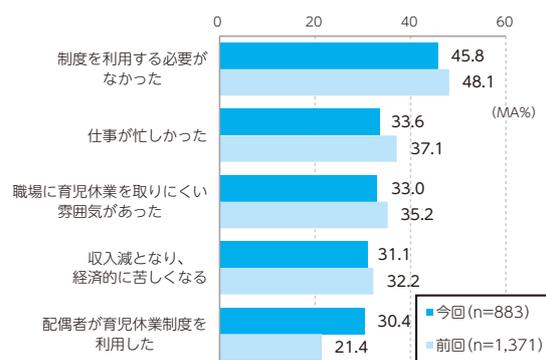


【育児休業を取得しなかった理由（育児休業を取得しなかった人のみ）】※上位5項目

<母親>



<父親>



(4) 小野市に期待していることについて

就学前児童調査では、「保育料や教育費などの負担の軽減」が62.4%と最も高く、次いで「子育て家庭への手当の支給や税制優遇措置」が53.9%、「小児医療体制の充実」が49.0%の順となっています。

小学生児童調査では、「子育て家庭への手当の支給や税制優遇措置」が50.3%と最も高く、次いで「交通安全・防犯対策の推進」が49.9%、「保育料や教育費などの負担の軽減」が49.0%の順となっています。

■就学前児童調査



■小学生児童調査



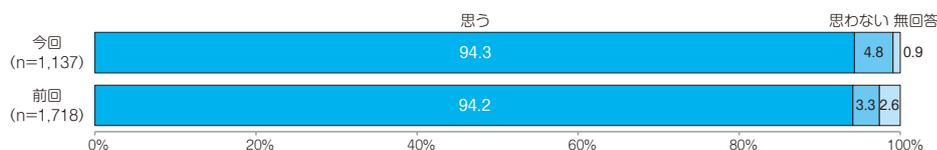
(5) 小野市で子育てをしたいと思うか

今後も小野市で子育てをしたいと思う人は、就学前児童・小学生児童調査ともに9割台を占めており、小学生児童調査では、前回調査からやや増加しています。

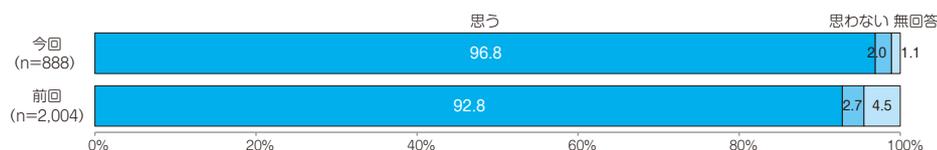
また、その理由としては、「医療助成制度が充実しているから」が就学前児童調査で73.6%、小学生児童調査で72.1%と、ともに最も高く、前回調査と比べてそれぞれ10ポイント以上増加しています。

【小野市での子育ての意向】

■就学前児童調査

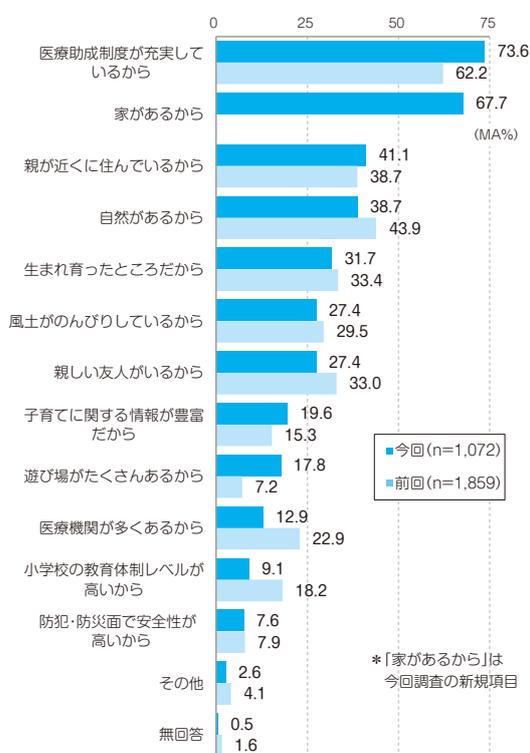


■小学生児童調査

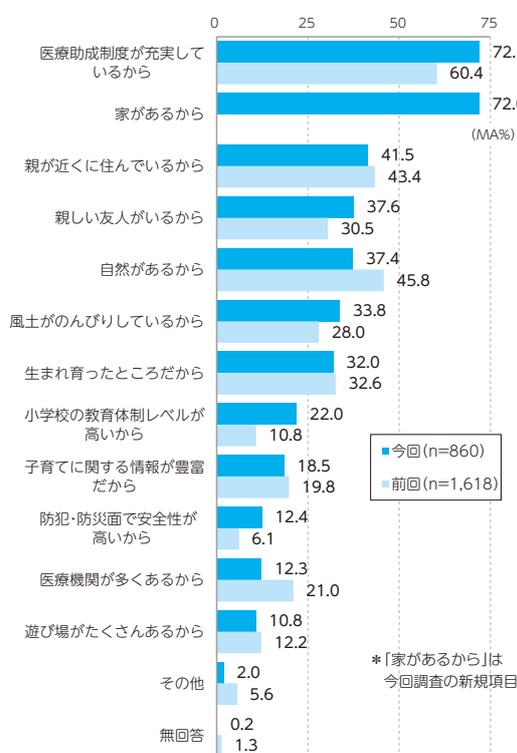


【小野市で子育てをしたいと思う理由】

■就学前児童調査



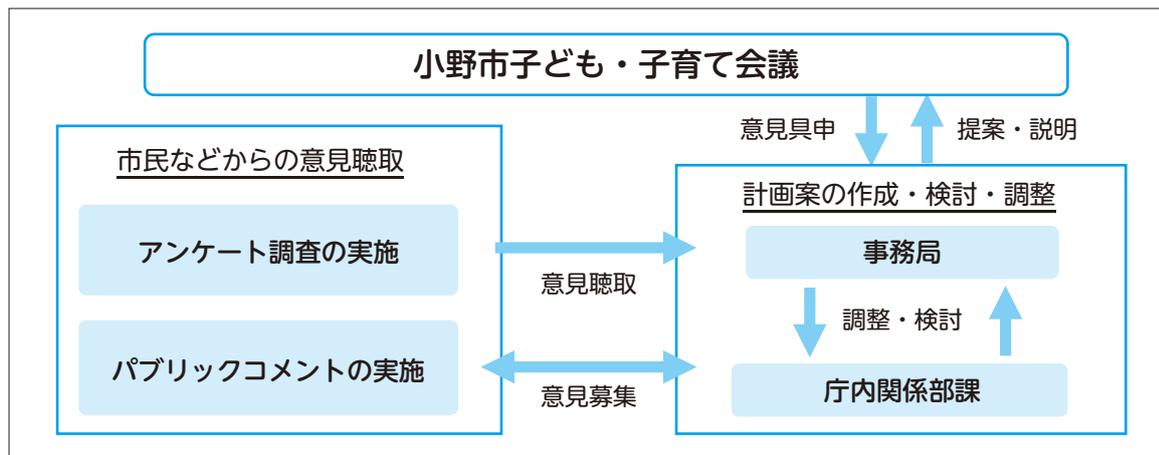
■小学生児童調査



2 小野市子ども・子育て会議

(1) 小野市子ども・子育て会議における審議

子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査するための合議制の機関として、専門的な知識や多角的な見識を有する委員14名で構成する「小野市子ども・子育て会議」を設置し、次のとおり審議を行って本計画を策定しました。



【小野市子ども・子育て会議の開催状況（本計画関連）】

回次	開催年月日	議題・審議内容
H30 第1回	平成30年7月26日(木) 午後1時30分～3時30分	・第2期子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査について
H30 第2回	平成31年2月21日(木) 午後1時30分～3時30分	・子ども・子育てに関するアンケートの一部速報について ・第2期子ども・子育て支援事業計画について (基本理念・基本目標、教育・保育提供区域の検討)
R元 第1回	令和元年7月25日(木) 午後3時45分～5時00分	・子ども・子育てに関するアンケートの結果報告 ・第2期子ども・子育て支援事業計画の骨子となる項目の設定 (具体的取組、児童数、量の見込みと確保方策の検討)
R元 第2回	令和元年11月21日(木) 午後1時30分～3時30分	・第1回会議議題に対する質問への回答 ・第2期子ども・子育て支援事業計画(案)について (パブリックコメント素案の検討)
R元 第3回	令和2年2月20日(木) 午後1時30分～3時30分	・第2期子ども・子育て支援事業計画(案)及びパブリックコメントの実施結果について

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、就学前児童・小学生児童を養育されている市内すべての保護者を対象に、子ども・子育てに関する支援制度の利用状況や利用希望（ニーズ）、小野市の子育て環境に対するご意見等について、平成30年12月に「小野市子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

①調査対象

種 類	調査対象
就学前児童	小野市在住の就学前児童の保護者 1,886世帯
小学生児童	小野市在住の小学生児童の保護者 1,500世帯

②調査期間

就学前児童・小学生児童ともに、
平成30年12月1日(土)～平成30年12月17日(月)

③調査方法

就学前児童・小学生児童ともに、郵送にて配布・回収

④回収結果

種 類	全児童数	配布数	回収数		回収率	有効回収数
				集計不可分		
就学前児童	2,629人	1,886件	1,142件	5件	60.6%	1,137件
小学生児童	2,896人	1,500件	894件	6件	59.6%	888件

※小野市子ども・子育てに関するアンケートの調査結果については、市ホームページに掲載しています。詳細をご覧になりたい方はそちらを参照ください。

(3) 本計画（案）に対するパブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、令和元年12月に市民からの意見募集手続き（パブリックコメント）を下記の要領で実施しました。

実施期間：令和元年12月20日(金)～令和2年1月17日(金)

実施方法：市ホームページ上での電子掲載

子育て支援課、児童館チャイコム、各地区コミセン（6か所）での閲覧配置

○小野市子ども・子育て会議条例

平成25年 9月30日
条例第13号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進及び当該施策の実施状況を調査審議するため、小野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 公募により選出した市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の徴取等)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、市民福祉部において処理する。

(補則)

第8条 この条例で定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、その委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる子ども・子育て会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

○小野市子ども・子育て会議委員名簿

選出区分	委員氏名	役職	所属 及び 役職等
(1) 子どもの保護者	吉 田 恵 美		小野市連合PTA 副部長
	藤 原 美 幸		小野市子ども会連絡協議会 会計
(2) 子ども・子育て 支援に関する事業 に従事する者	小 松 淳 子		公益社団法人 兵庫県小野市保育協会会長 みやま保育園園長
	宮 永 清 子		おの育児ファミリー・サポート・センター 選出協力会員
	棚 倉 幸 代		小野市託児サークル「このゆびと～まれ♪」 副代表
(3) 子ども・子育て 支援に関し学識経 験のある者	横 川 和 章	会 長	国立大学法人 兵庫教育大学大学院 教授
(4) 公募により選出 した市民	百 崎 久 枝		市民委員
	掘 井 まき子		市民委員
(5) その他市長が必 要と認める者	近 都 征 二	副 会 長	小野市民生児童委員協議会 会長
	塔 本 素 万		小野市民生児童委員協議会 主任児童委員部会部長
	小 林 由起子		小野商工会議所 商工会議所総務課長
	坪 田 徹		一般社団法人 小野市・加東市医師会理事 坪田小児科院長
	足 立 規 子		小野市小・特別支援学校長会 中番小学校長
	大 西 誠 一		小野市立幼稚園 2 園代表 わか松幼稚園長

※順不同・敬称略

第2期小野市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 小野市市民福祉部子育て支援課
〒675-1380
兵庫県小野市中島町531番地
TEL 0794-63-1000（代表）



人いきいきまちわくわくハートフルシティおの